(2)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ　災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する新築又は取得ができなかった場合　次に掲げる書類

(1)　イ(5)を除く。）に定める書類

(2)　ハ(2)に掲げる書類

(3)　災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の新築又は取得ができなかったことを明らかにする書類

(4)　当該住宅用家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なくイ(5)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該新築又は取得の予定時期及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

第十四条の二第十二項第二号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類

(2)　ハに掲げる場合には、ハ(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

(3)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得をした既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき　次に掲げる書類

(1)　イ(2)を除く。）に定める書類

(2)　災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該既存住宅用家屋の取得ができなかったことを明らかにする書類

(3)　当該既存住宅用家屋の取得をしたときは遅滞なく次に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該取得の予定時期及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

(i)　イ(2)に掲げる書類

(ii)　ハに掲げる場合には、ハ(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

第十四条の二第十二項第三号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類

(2)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの

ホ　災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合　次に掲げる書類

(1)　イ(1)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものを除く。）に掲げる書類

(2)　ハ(2)に掲げる書類

(3)　災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該増改築対象家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類

(4)　当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

第十四条の二第十三項中「第二十九条の二第十一項」を「第二十九条の二第十三項」に、「第三十八条の二第十項」を「第三十八条の二第十四項」に、「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四条の二第十三項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　令第二十九条の二第十項の規定により法第三十八条の二第十四項の規定を読み替えて適用する場合における第五項から第七項まで及び前項の規定の適用については、第五項中「法第三十八条の二第十四項に規定する申告書」とあるのは「令第二十九条の二第十項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第六項及び第七項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の二第十項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

第十七条の二第一項中「こと」を「こと及び」に、「及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「並びに同項の変更後の経営強化計画に係る同項の主務大臣の承認の日及び当該変更後の経営強化計画が提出された日」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「の規定」と「」と」に、「次の各号」とあるのは「」を「こと及び」とあるのは「こと」と、「並びに」とあるのは「」に、「並びに次の各号」を「、」に改め、「同項第一号及び第二号中」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の三第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）　平成三十年一月一日

二　第三条の三の三の改正規定、第六条の三の三の改正規定、第六条の七に二項を加える改正規定、第七条の改正規定、第九条の三の三の改正規定及び第九条の七に二項を加える改正規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二第三項の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の五の規定は、なおその効力を有する。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第三条　改正令附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十八条の二の規定に基づく旧規則第六条の五の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第四条　改正令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十三条の二の規定に基づく旧規則第九条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第六条の五各号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下この条において「旧効力規則」という。）第六条の五各号」と、「第六条の五第二号」とあるのは「旧効力規則第六条の五第二号」とする。